



# 宮 崎 県 公 報

平成28年3月31日(木曜日)号外 第19号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 教育委員会規則

○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則……………	2
○宮崎県教育委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規則……………	2
○宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………	3
○市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則……………	4

頁

○教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則……………	13
○教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則……………	14
○県立学校職員の人事評価に関する規則……………	15
○市町村立学校職員の人事評価に関する規則……………	16
<b>教育委員会訓令</b>	
○県教育庁等職員人事評価実施規程……………	17
○職員服務規程の一部を改正する訓令……………	18
○宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………	20
<b>教育長訓令</b>	
○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………	21
○教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令……………	23

## 教育委員会規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

### 宮崎県教育委員会規則第1号

#### 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育長への委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(13) [略] (14) <u>法令又は条例に基づく協議又は意見に関すること。</u>  (15)～(30) [略] (専決) 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 (1)～(7) [略] (8) 職員(教育長及び市町村立学校の職員を除く。)の <u>営利企業等の従事の許可に関する</u> こと。 (9) [略] (10) 職員(教育長及び市町村立学校の職員を除く。)の <u>勤務評定に関する</u> こと。 (11)～(25) [略] 2 [略]	(教育長への委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(13) [略] (14) <u>教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する</u> こと。 (15)～(30) [略] (専決) 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 (1)～(7) [略] (8) 職員(教育長及び市町村立学校の職員を除く。)の <u>営利企業への従事等の許可に関する</u> こと。 (9) [略] (10) 職員の <u>人事評価に関する</u> こと。 (11)～(25) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第2号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(事業)</p> <p>第2条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 調査等に基づく学校教育への支援に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 教育研修センターに、次の課を置く。</p> <p>総務課  <u>学習・研修課</u>  <u>情報・相談課</u>  <u>企画・調査課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>教育関係職員の研修に係る総合調整に関すること</u>。</p> <p>(7) <u>調査等に基づく学校教育への支援に関すること</u>。</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>学習・研修課</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>情報・相談課</u></p> <p>(1) <u>学校における教育の情報化の支援に関すること</u>。</p> <p>(2) <u>教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること</u>。</p> <p>○</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p><u>企画・調査課</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>教育関係機関との連携及び広報に関すること</u>。</p> <p>(職の設置)</p> <p>第5条 教育研修センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">職</td> <td style="text-align: center;">職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修主事</td> <td>上司の命を受けて、調査研究及び研修に従事する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	職	職務	[略]		研修主事	上司の命を受けて、調査研究及び研修に従事する。	[略]		<p>(事業)</p> <p>第2条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 調査等に基づく学校教育、<u>社会教育等</u>への支援に関すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 教育研修センターに、次の課を置く。</p> <p>総務課  <u>学習研修課</u>  <u>教育支援課</u>  <u>企画調査課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>学校における教育の情報化の支援に関すること</u>。</p> <p>(7) <u>教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること</u>。</p> <p>○</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>学習研修課</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>教育支援課</u></p> <p>(1) <u>教育関係職員の研修に係る総合調整に関すること</u>。</p> <p>(2) <u>調査等に基づく学校教育、社会教育等への支援に関すること</u>。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p><u>企画調査課</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>教育関係機関との連携に関すること</u>。</p> <p>(職の設置)</p> <p>第5条 教育研修センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">職</td> <td style="text-align: center;">職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育主事</td> <td>上司の命を受けて、社会教育に関する専門的・技術的指導業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	職	職務	[略]		社会教育主事	上司の命を受けて、社会教育に関する専門的・技術的指導業務に従事する。	[略]	
職	職務																
[略]																	
研修主事	上司の命を受けて、調査研究及び研修に従事する。																
[略]																	
職	職務																
[略]																	
社会教育主事	上司の命を受けて、社会教育に関する専門的・技術的指導業務に従事する。																
[略]																	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県教育委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

## 宮崎県教育委員会規則第3号

## 宮崎県教育委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規則

行政不服審査法（平成26年法律第68号）、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及び行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）の規定に基づく宮崎県教育委員会の所管に属する審査請求等の手続については、知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則（平成28年宮崎県規則第16号）の規定の例による。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

## 宮崎県教育委員会規則第4号

## 宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(へき地の指定)</p> <p>第2条 条例第3条第2号アの規則で定める県内のへき地は、へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）第2条及び第3条で指定する小学校又は中学校の通学区域とする。</p> <p>(貸与の決定及び通知)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、中学校、特別支援学校中学部又は中等教育学校前期課程に在籍している者から前条の育英資金貸与申請書の提出があったときは、高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）への進学を条件として育英資金貸与の適否を決定し、申請があった者に対しその旨を育英資金採用候補者決定通知書（別記様式第5号）又は育英資金貸与不承認通知書によって通知するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(返還免除の申請)</p> <p>第12条 条例第11条の規定により育英資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、育英資金返還免除申請書（別記様式第14号）に同条各号に該当することを証明する書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(へき地の指定)</p> <p>第2条 条例第3条第2号アの規則で定める県内のへき地は、へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）第2条及び第3条で指定する小学校、<u>中学校又は義務教育学校の</u>通学区域とする。</p> <p>(貸与の決定及び通知)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、中学校、<u>義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部</u>に在籍している者から前条の育英資金貸与申請書の提出があったときは、高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）への進学を条件として育英資金貸与の適否を決定し、申請があった者に対しその旨を育英資金採用候補者決定通知書（別記様式第5号）又は育英資金貸与不承認通知書によって通知するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(返還免除の申請)</p> <p>第12条 条例第11条の規定により育英資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、育英資金返還免除申請書（別記様式第14号）に同条の規定に該当することを証明する書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

## 宮崎県教育委員会規則第5号

## 市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 前条に規定する事務職員（地方自治法第172条第1項に規定する職員に相当する者）の職として、次の職を置き、その職務</p>	<p>第2条 前条に規定する事務職員（地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第172条第1項に規定する職員に相当する者）の職として、</p>

<p>は、次のとおりとする。</p> <p>事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</p> <p>事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。</p> <p>主任主事 上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。</p> <p>主事 上司の命を受けて、事務に従事する。</p>	<p>次の職を置き、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</p> <p><u>事務副主幹 上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。</u></p> <p>事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。</p> <p>主任主事 上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。</p> <p>主事 上司の命を受けて、事務に従事する。</p>
--	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第 6 号

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第 1 条 県立高等学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入学資格)</p> <p>第16条 入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師、<u>技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13)～(19) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第53条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。</p> <p>(<u>教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決</u>)</p> <p>第54条 前条の規定により、教育長の委任により校長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第16条 入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは<u>義務教育学校</u>を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、<u>事務副主幹</u>、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、<u>技師又は技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 事務副主幹は、上司の命を受け特定の事務を掌理する。</u></p> <p><u>(14)～(20) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第53条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務<u>並びに知事が教育次長に専決権限を付与した事務</u>のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長又は教育次長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。</p> <p>(<u>校長に委任され、又は専決権限が付与された事務の代決</u>)</p> <p>第54条 前条の規定により、<u>校長に委任され、又は専決権限が付与された事務の決裁</u>について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。</p>

2 [略]

(営利企業等の従事制限)

第89条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第38条の規定により、営利企業等に従事しようとするときは、営利企業等の従事許可申請書（別記様式第24号）により、校長を経て、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

(勤務評定)

第94条 職員の勤務評定については、県立学校職員の勤務評定に関する規則（昭和33年宮崎県教育委員会規則第 3号）による。

別記様式第24号を次のように改める。

2 [略]

(営利企業への従事等の制限)

第89条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第38条の規定により、営利企業への従事等をしようとするときは、営利企業への従事等許可申請書（別記様式第24号）により、校長を経て、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

(人事評価)

第94条 職員の人事評価については、県立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年宮崎県教育委員会規則第 9号）による。

様式第24号 (第89条関係)

営利企業への従事等許可申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿  
(学校長経由)

学校名  
職氏名 印

下記のとおり営利企業への従事等をしたいので、地方公務員法第38条の規定により許可くださるよう申請します。

記

事業等	名 称	
	所 在 地	
	内 容	
理	由	
事業等における勤務の内容及び態様	従事又は勤務の期間	年 月 日～ 年 月 日
	勤務職名及び事務分掌	
	報酬又は給与の有無	有 無 ( につき 円)
	従事又は勤務の時間	1 年・月・日につき 日 ( 時間) 2 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分
現在勤務学校における職務の内容及び態様	担当教科	
	校務分掌	
	勤務時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分
	授業時数	週 時間

上記の申請を許可します。

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 [印]

(注) この申請書は、校長を経て2部提出すること。

(県立特別支援学校管理運営規則の一部改正)

第 2 条 県立特別支援学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(転学等)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 小学校又は中学校への就学は、施行令第 6 条の 2 第 1 項の規定による。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師、<u>技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13)～(19) [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の<u>決裁及び委任</u>は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。</p> <p>(教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決)</p> <p>第53条 前条の規定により、<u>教育長の委任により校長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務の決裁</u>について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(営利企業等の従事制限)</p> <p>第87条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第38条の規定により、<u>営利企業等に従事しようとするときは、営利企業等の従事許可申請書(別記様式第28号)により、校長を経て、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(勤務評定)</p> <p>第92条 職員の勤務評定については、<u>県立学校職員の勤務評定に関する規則(昭和33年宮崎県教育委員会規則第3号)</u>による。</p>	<p>(転学等)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 小学校、中学校又は義務教育学校への就学は、施行令第 6 条の 2 第 1 項及び第 6 条の 3 第 1 項の規定による。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、<u>事務副主幹</u>、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、<u>技師又は技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>事務副主幹は、上司の命を受け特定の事務を掌理する。</u></p> <p>(14)～(20) [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>教育次長に専決権限を付与した事務</u>のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長又は<u>教育次長</u>が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。</p> <p>(校長に委任され、又は専決権限が付与された事務の代決)</p> <p>第53条 前条の規定により、<u>校長に委任され、又は専決権限が付与された事務の決裁</u>について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(営利企業への従事等の制限)</p> <p>第87条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第38条の規定により、<u>営利企業への従事等</u>をしようとするときは、<u>営利企業への従事等許可申請書(別記様式第28号)により、校長を経て、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(人事評価)</p> <p>第92条 職員の<u>人事評価</u>については、<u>県立学校職員の人事評価に関する規則(平成28年宮崎県教育委員会規則第9号)</u>による。</p>

別記様式第28号を次のように改める。

様式第28号 (第87条関係)

営利企業への従事等許可申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿  
(学校長経由)

学校名  
職氏名 印

下記のとおり営利企業への従事等をしたいので、地方公務員法第38条の規定により許可くださるよう申請します。

記

事業等	名 称	
	所 在 地	
	内 容	
理	由	
事業等における勤務の内容及び態様	従事又は勤務の期間	年 月 日～ 年 月 日
	勤務職名及び事務分掌	
	報酬又は給与の有無	有 無 ( につき 円)
	従事又は勤務の時間	1 年・月・日につき 日 ( 時間) 2 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分
現在勤務学校における職務の内容及び態様	担当教科	
	校務分掌	
	勤務時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分
	授業時数	週 時間

上記の申請を許可します。

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 [印]

(注) この申請書は、校長を経て2部提出すること。



(県立中等教育学校管理運営規則の一部改正)

第 3 条 県立中等教育学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入学資格)</p> <p>第16条 入学することのできる者は、<u>小学校又はこれに準ずる学校</u>を卒業した者とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、<u>技師、技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13)～(19)</u> [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の<u>決裁及び委任</u>は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。</p> <p><u>(教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決)</u></p> <p>第53条 前条の規定により、<u>教育長の委任により校長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務</u>の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(営利企業等の従事制限)</u></p> <p>第86条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の規定により、<u>営利企業等に従事しようとするときは、営利企業等の従事許可申請書(別記様式第27号)により、校長を経て、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(勤務評定)</u></p> <p>第91条 職員の勤務評定については、<u>県立学校職員の勤務評定に関する規則(昭和33年宮崎県教育委員会規則第3号)</u>による。</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第16条 入学することのできる者は、<u>小学校若しくはこれに準ずる学校</u>を卒業した者又は義務教育学校の前期課程を修了した者とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、<u>事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 事務副主幹は、上司の命を受け特定の事務を掌理する。</u></p> <p><u>(14)～(20)</u> [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>教育次長に専決権限を付与した事務</u>のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長又は<u>教育次長</u>が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。</p> <p><u>(校長に委任され、又は専決権限が付与された事務の代決)</u></p> <p>第53条 前条の規定により、<u>校長に委任され、又は専決権限が付与された事務</u>の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(営利企業への従事等の制限)</u></p> <p>第86条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の規定により、<u>営利企業への従事等</u>をしようとするときは、<u>営利企業への従事等許可申請書(別記様式第27号)により、校長を経て、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(人事評価)</u></p> <p>第91条 職員の<u>人事評価</u>については、<u>県立学校職員の人事評価に関する規則(平成28年宮崎県教育委員会規則第9号)</u>による。</p>

別記様式第27号を次のように改める。

様式第27号 (第86条関係)

営利企業への従事等許可申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿  
(学校長経由)

学校名  
職氏名 印

下記のとおり営利企業への従事等をしたいので、地方公務員法第38条の規定により許可くださるよう申請します。

記

事業等	名 称	
	所 在 地	
	内 容	
理	由	
事業等における勤務の内容及び態様	従事又は勤務の期間	年 月 日～ 年 月 日
	勤務職名及び事務分掌	
	報酬又は給与の有無	有 無 ( につき 円)
	従事又は勤務の時間	1 年・月・日につき 日 ( 時間) 2 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分
現在勤務学校における職務の内容及び態様	担当教科	
	校務分掌	
	勤務時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分
	授業時数	週 時間

上記の申請を許可します。

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 [印]

(注) この申請書は、校長を経て2部提出すること。

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

第 4 条 県立中学校管理運営規則(平成18年宮崎県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入学資格)</p> <p>第15条 入学することのできる者は、<u>小学校又はこれに準ずる学校</u>を卒業した者とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、<u>技師</u>を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9)～(14) [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第42条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。</p> <p>(<u>教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決</u>)</p> <p>第43条 前条の規定により、<u>教育長の委任により校長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務</u>の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、教頭又は事務長が代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>営利企業等の従事制限</u>)</p> <p>第76条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の規定により、<u>営利企業等に従事しようとするときは、営利企業等の従事許可申請書(別記様式第26号)</u>により、校長を経て、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>(<u>勤務評定</u>)</p> <p>第81条 職員の勤務評定については、<u>県立学校職員の勤務評定に関する規則(昭和33年宮崎県教育委員会規則第3号)</u>による。</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第15条 入学することのできる者は、<u>小学校若しくはこれに準ずる学校</u>を卒業した者又は義務教育学校の前期課程を修了した者とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、<u>事務副主幹</u>、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師又は技師を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>事務副主幹は、上司の命を受け特定の事務を掌理する。</u></p> <p>(10)～(15) [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第42条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>教育次長に専決権限を付与した事務</u>のうち、教育長の委任により校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長又は教育次長が校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。</p> <p>(<u>校長に委任され、又は専決権限が付与された事務の代決</u>)</p> <p>第43条 前条の規定により、<u>校長に委任され、又は専決権限が付与された事務</u>の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、教頭又は事務長が代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>営利企業への従事等の制限</u>)</p> <p>第76条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の規定により、<u>営利企業への従事等をしようとするときは、営利企業への従事等許可申請書(別記様式第26号)</u>により、校長を経て、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>(<u>人事評価</u>)</p> <p>第81条 職員の人事評価については、<u>県立学校職員の人事評価に関する規則(平成28年宮崎県教育委員会規則第9号)</u>による。</p>

別記様式第26号を次のように改める。

様式第26号 (第76条関係)

営利企業への従事等許可申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿  
(学校長経由)

学校名  
職氏名 印

下記のとおり営利企業への従事等をしたいので、地方公務員法第38条の規定により許可くださるよう申請します。

記

事業等	名 称	
	所 在 地	
	内 容	
理	由	
事業等における勤務の内容及び態様	従事又は勤務の期間	年 月 日～ 年 月 日
	勤務職名及び事務分掌	
	報酬又は給与の有無	有 無 ( につき 円)
	従事又は勤務の時間	1 年・月・日につき 日 ( 時間) 2 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分 曜 時間 時 分～ 時 分
現在勤務学校における職務の内容及び態様	担当教科	
	校務分掌	
	勤務時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分
	授業時数	週 時間

上記の申請を許可します。

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 [印]

(注) この申請書は、校長を経て2部提出すること。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

## 宮崎県教育委員会規則第7号

## 教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後											
<p>(施行法第2条の教科)</p> <p>第6条 施行法第2条第1項の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第4条第5項に掲げる教科については、施行法施行規則第2条に規定する基準により次のとおり定める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前号の相当期間は、施行法第2条第1項の表の上欄に掲げる者の教員としての必要な職年数の定めのあるものはその期間とし、その他のものについては次の表の基準によるものとする。この場合における教授を担任した年数は、施行法第2条第1項の表の上欄各号の資格を得てから受けようとする免許教科の関係科目の教授を担任した年数とする。</p> <p>ア 中学校教諭の免許状を受けようとする場合</p> <p>[略]</p> <p>イ 高等学校教諭の免許状を受けようとする場合</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 ア及びイの表において、小学校には、特別支援学校の小学部、<u>免許法施行規則附則第22項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の小学校に相当する課程を含む。</u></p> <p>2 ア及びイの表において、中学校には、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、<u>免許法施行規則附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の中学校に相当する課程を含む。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>様式第15号（第41条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>教育職員免許状取上げ処分通知書</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、宮崎県教育委員会に対して異議申立てをすることができる。</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>処分者 宮崎県教育委員会 印</td> </tr> </table>	教育職員免許状取上げ処分通知書	[略]	この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日以内</u> に、宮崎県教育委員会に対して異議申立てをすることができる。	年 月 日	処分者 宮崎県教育委員会 印	<p>(施行法第2条の教科)</p> <p>第6条 施行法第2条第1項の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第4条第5項に掲げる教科については、施行法施行規則第2条に規定する基準により次のとおり定める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前号の相当期間は、施行法第2条第1項の表の上欄に掲げる者の教員としての必要な職年数の定めのあるものはその期間とし、その他のものについては次の表の基準によるものとする。この場合における教授を担任した年数は、施行法第2条第1項の表の上欄各号の資格を得てから受けようとする免許教科の関係科目の教授を担任した年数とする。</p> <p>ア 中学校教諭の免許状を受けようとする場合</p> <p>[略]</p> <p>イ 高等学校教諭の免許状を受けようとする場合</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 ア及びイの表において、小学校には、<u>義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び免許法施行規則附則第22項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の小学校に相当する課程を含む。</u></p> <p>2 ア及びイの表において、中学校には、<u>義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び免許法施行規則附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の中学校に相当する課程を含む。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>様式第15号（第41条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>教育職員免許状取上げ処分通知書</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>1</u> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に、宮崎県教育委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</td> </tr> <tr> <td><u>2</u> この処分については、<u>上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内</u>に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県教育委員会となります。）<u>処分の取消しの訴えを提起</u>することができる。</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>処分者 宮崎県教育委員会 印</td> </tr> </table>	教育職員免許状取上げ処分通知書	[略]	<u>1</u> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3か月以内</u> に、宮崎県教育委員会に対して <u>審査請求</u> をすることができる。	<u>2</u> この処分については、 <u>上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内</u> に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県教育委員会となります。） <u>処分の取消しの訴えを提起</u> することができる。	年 月 日	処分者 宮崎県教育委員会 印
教育職員免許状取上げ処分通知書												
[略]												
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日以内</u> に、宮崎県教育委員会に対して異議申立てをすることができる。												
年 月 日												
処分者 宮崎県教育委員会 印												
教育職員免許状取上げ処分通知書												
[略]												
<u>1</u> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3か月以内</u> に、宮崎県教育委員会に対して <u>審査請求</u> をすることができる。												
<u>2</u> この処分については、 <u>上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内</u> に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県教育委員会となります。） <u>処分の取消しの訴えを提起</u> することができる。												
年 月 日												
処分者 宮崎県教育委員会 印												

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第 8 号

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許の更新等に関する規則（平成21年宮崎県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>（免許状更新講習の修了確認義務を課す者）</p> <p>第 4 条 改正省令附則第 3 条第 3 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 教育職員であった者で、宮崎県内の幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」という。）、小学校、<u>中学校又は高等学校</u>を設置する学校法人の理事の職にある者</p> <p>（3） [略]</p> <p>（免許状更新講習を受講することができる者）</p> <p>第 6 条 更新講習規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 教育職員であった者で、宮崎県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、<u>中学校又は高等学校</u>を設置する学校法人の理事の職にある者</p> <p>（3） [略]</p> <p>（学校法人等における免許状更新講習の免除対象者）</p> <p>第 8 条 施行規則第61条の 4 第 4 号及び改正省令附則第10条第 1 項第 4 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 教育職員であった者で、宮崎県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、<u>中学校又は高等学校</u>を設置する学校法人の理事の職にある者</p> <p>（3） [略]</p> <p>別記 様式第 1 号（第10条関係） [略]</p> <p>【修了又は履修した免許状更新講習】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事項</th> <th style="width: 15%;">講習開設者</th> <th style="width: 20%;">修了（履修）年月日</th> <th style="width: 40%;">対象免許種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項</td> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	事項	講習開設者	修了（履修）年月日	対象免許種	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日		年 月 日	<p>（免許状更新講習の修了確認義務を課す者）</p> <p>第 4 条 改正省令附則第 3 条第 3 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 教育職員であった者で、宮崎県内の幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」という。）、<u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</u>を設置する学校法人の理事の職にある者</p> <p>（3） [略]</p> <p>（免許状更新講習を受講することができる者）</p> <p>第 6 条 更新講習規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 教育職員であった者で、宮崎県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、<u>中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</u>を設置する学校法人の理事の職にある者</p> <p>（3） [略]</p> <p>（学校法人等における免許状更新講習の免除対象者）</p> <p>第 8 条 施行規則第61条の 4 第 4 号及び改正省令附則第10条第 1 項第 4 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 教育職員であった者で、宮崎県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、<u>中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</u>を設置する学校法人の理事の職にある者</p> <p>（3） [略]</p> <p>別記 様式第 1 号（第10条関係） [略]</p> <p>【修了又は履修した免許状更新講習】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事項</th> <th style="width: 15%;">講習開設者</th> <th style="width: 20%;">修了（履修）年月日</th> <th style="width: 40%;">対象免許種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>必修領域</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td><u>選択必修領域</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	事項	講習開設者	修了（履修）年月日	対象免許種	<u>必修領域</u>		年 月 日	/	<u>選択必修領域</u>		年 月 日
事項	講習開設者	修了（履修）年月日	対象免許種																		
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日																			
		年 月 日																			
事項	講習開設者	修了（履修）年月日	対象免許種																		
<u>必修領域</u>		年 月 日	/																		
<u>選択必修領域</u>		年 月 日																			

教科指導・生徒指導その他教育内容の充実にに関する事項	[略]
----------------------------	-----

[略]

様式第 4 号 (第12条関係)

[略]

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	講習開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育内容の充実にに関する事項		[略]	

[略]

様式第 5 号 (第13条関係)

[略]

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	講習開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育内容の充実にに関する事項		[略]	

[略]

選択領域	[略]
------	-----

[略]

様式第 4 号 (第12条関係)

[略]

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	講習開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		[略]	

[略]

様式第 5 号 (第13条関係)

[略]

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	講習開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		[略]	

[略]

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

県立学校職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第 9 号

県立学校職員の人事評価に関する規則

(趣旨)

第 1 条 県立学校の職員(以下「職員」という。)の人事評価については、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人事評価 職務行動評価及び役割達成度評価の総称をいう。

(2) 職務行動評価 職員の職及び職種に応じて発揮することが求められる能力に照らし、職務の遂行において発揮した能力及び行動に

ついて、客観的に評価することをいう。

(3) 役割達成度評価 職員があらかじめ設定した業務目標に対する取組その他の取組により挙げた業績について、客観的に評価することをいう。

(4) 評価シート 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の人事評価を記録する用紙で、職員の職及び職種に応じて教育長が定めるものをいう。

（被評価者の範囲）

第3条 被評価者は、一般職に属する職員（教育長が指定する職員を除く。）とする。

（人事評価の体制）

第4条 人事評価は、1次評価者、2次評価者及び調整者（次項において「評価者」という。）が実施するものとする。

2 評価者は、原則として、被評価者の直属の管理監督者とする。

（評価期間）

第5条 評価期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（人事評価の手続）

第6条 被評価者は、人事評価の開始に際し、2次評価者（被評価者に2次評価者がいない場合にあっては、1次評価者）との面談等を行った上で、業務目標を設定するものとする。

2 被評価者は、評価期間における人事評価について自己評価を行うものとする。

3 1次評価者は、前項の自己評価の内容を確認した上で、1次評価を行うものとする。

4 2次評価者は、前2項の規定により行われた評価を参考として2次評価を行うものとする。この場合において、前項の1次評価について適正を欠くと認めるときは、1次評価者に再評価を行わせることができるものとする。

5 調整者は、公平性を考慮した上で、人事評価の結果を総体的に調整する。

（人事評価の結果の開示等）

第7条 2次評価者（被評価者に2次評価者がいない場合にあっては、1次評価者）は、被評価者との面談等により人事評価の結果を当該被評価者に開示するとともに、当該人事評価の結果に基づき適切な助言等を行うものとする。

（苦情等への対応）

第8条 被評価者は、人事評価に関する相談及び苦情等の申出を行うことができるものとする。

2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、教職員課において設置する教職員苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（県立学校職員の勤務評定に関する規則の廃止）

2 県立学校職員の勤務評定に関する規則（昭和33年宮崎県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

市町村立学校職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

## 宮崎県教育委員会規則第10号

### 市町村立学校職員の人事評価に関する規則

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づき、市町村の教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人事評価 職務行動評価及び役割達成度評価の総称をいう。

(2) 職務行動評価 職員の職及び職種に応じて発揮することが求められる能力に照らし、職務の遂行において発揮した能力及び行動について、客観的に評価することをいう。

(3) 役割達成度評価 職員があらかじめ設定した業務目標に対する取組その他の取組により挙げた業績について、客観的に評価することをいう。

(4) 評価シート 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の人事評価を記録する用紙で、職員の職及び職種に応じて教育長が定めるものをいう。

（被評価者の範囲）



第 3 条 被評価者は、一般職に属する職員（宮崎県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が指定する職員を除く。）とする。  
（人事評価の体制）

第 4 条 人事評価は、1 次評価者、2 次評価者及び調整者（次項において「評価者」という。）が実施するものとする。

2 評価者は、原則として、被評価者の直属の管理監督者とする。

（評価期間）

第 5 条 評価期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（人事評価の手続）

第 6 条 被評価者は、人事評価の開始に際し、2 次評価者（被評価者に 2 次評価者がいない場合にあっては、1 次評価者）との面談等を行った上で、業務目標を設定するものとする。

2 被評価者は、評価期間における人事評価について自己評価を行うものとする。

3 1 次評価者は、前項の自己評価の内容を確認した上で、1 次評価を行うものとする。

4 2 次評価者は、前 2 項の規定により行われた評価を参考として 2 次評価を行うものとする。この場合において、前項の 1 次評価について適正を欠くと認めるときは、1 次評価者に再評価を行わせることができるものとする。

5 調整者は、公平性を考慮した上で、人事評価の結果を総体的に調整する。

（人事評価の結果の開示等）

第 7 条 2 次評価者（被評価者に 2 次評価者がいない場合にあっては、1 次評価者）は、被評価者との面談等により人事評価の結果を当該被評価者に開示するとともに、当該人事評価の結果に基づき適切な助言等を行うものとする。

（苦情等への対応）

第 8 条 被評価者は、人事評価に関する相談及び苦情等の申出を行うことができるものとする。

2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、市町村教育委員会において設置する教職員苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（市町村立学校職員の勤務評定に関する規則の廃止）

2 市町村立学校職員の勤務評定に関する規則（昭和 33 年宮崎県教育委員会規則第 4 号）は、廃止する。

## 教育委員会訓令

県教育庁等職員人事評価実施規程をここに公表する。

平成 28 年 3 月 31 日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会訓令第 1 号

本 庁  
各 出 先 機 関  
各教育機関（県立学校を除く。）

### 県教育庁等職員人事評価実施規程

（趣旨）

第 1 条 県教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）人事評価 能力・行動評価、業績評価及び総合評価の総称をいう。

（2）能力・行動評価 職員の職及び職種に応じて発揮することが求められる能力に照らし、職務の遂行において発揮した能力及び行動について、客観的に評価することをいう。

（3）業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標に対する取組その他の取組により挙げた業績について、客観的に評価することをいう。

（4）総合評価 能力・行動評価及び業績評価の結果に基づき、職員の能力及び行動並びに業績について、総合的に評価することをいう。

（5）人事評価シート 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の人事評価を記録する用紙で、職員の職及び職種に応じて教育長が定めるものをいう。

（人事評価の管理等）

第 3 条 人事評価に関する事務処理及び人事評価シートの管理は、人事評価システムにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、教育長が別に定める方法により行うものとする。

(被評価者の範囲)

第 4 条 被評価者は、一般職に属する職員（教育長が指定する職員を除く。）とする。

(人事評価の体制)

第 5 条 人事評価は、1 次評価者、2 次評価者及び総括評価者（次項において「評価者」という。）が実施するものとする。

2 評価者は、原則として、人事評価に関する研修を受講した被評価者の管理者又は監督者とする。

(評価期間)

第 6 条 能力・行動評価は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの期間を評価期間とし、毎年 1 回実施するものとする。

2 業績評価は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をそれぞれ評価期間とし、それぞれの期間において 1 回実施するものとする。

(人事評価の手続)

第 7 条 被評価者は、人事評価の開始に際し、総括評価者との面談等を行った上で、業務目標を設定するものとする。

2 被評価者は、評価期間における能力・行動評価、業績評価及び総合評価について自己評価を行うものとする。

3 1 次評価者は、被評価者と面談等により、前項の自己評価の内容を確認した上で、1 次評価を行うものとする。

4 2 次評価者は、前 2 項の規定により行われた評価を参考として 2 次評価を行うものとする。この場合において、前項の 1 次評価について適正を欠くと認めるときは、1 次評価者に再評価を行わせることができるものとする。

5 総括評価者は、前 3 項の規定により行われた評価を参考として評価を行うものとする。この場合において、第 3 項の 1 次評価又は前項の 2 次評価について適正を欠くと認めるときは、当該評価を行った評価者に再評価を行わせることができるものとする。

(人事評価の結果の開示等)

第 8 条 総括評価者は、被評価者との面談等により人事評価の結果を当該被評価者に開示するとともに、当該人事評価の結果に基づき適切な助言等を行うものとする。

(苦情等への対応)

第 9 条 被評価者は、人事評価に関する相談及び苦情等の申出を行うことができるものとする。

2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、総務課において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。

3 苦情処理委員会は、前項の申出があった場合は、必要な審査等を行い、その結果を申出者及び総括評価者に通知するものとする。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成 28 年 3 月 31 日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会訓令第 2 号

本 庁  
各 出 先 機 関  
各教育機関（県立学校を除く。）

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（平成 18 年宮崎県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(営利企業等の従事)</u>	<u>(営利企業への従事等)</u>
第 13 条 職員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条第 1 項に規定する <u>営利企業等の従事</u> の許可を受けようとするときは、 <u>営利企業等の従事許可願</u> （別記様式第 7 号）を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。	第 13 条 職員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条第 1 項に規定する <u>営利企業への従事等</u> の許可を受けようとするときは、 <u>営利企業への従事等許可願</u> （別記様式第 7 号）を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。

別記様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号

営 利 企 業 へ の 従 事 等 許 可 願

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所 属 名  
職・氏名

㊟

次の理由により営利企業への従事等を許可されるようお願いします。

- 1 従事する理由
- 2 勤 務 先
- 3 所 在 地
- 4 事 業 の 内 容
- 5 職 名
- 6 報 酬
- 7 従事する期間

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会訓令第3号

本 庁  
各 出 先 機 関  
各教育機関（県立学校を除く。）

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和63年宮崎県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 <u>健康診断</u>（第16条－第26条）</p> <p>第5章 <u>雑則</u>（<u>第27条</u>・<u>第28条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（衛生管理者）</p> <p>第7条 本庁に法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下単に「衛生管理者」という。）を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、本庁の職員のうちから、教育長が選任する。</p> <p>3 衛生管理者は、教育長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するものとする。</p> <p>（衛生委員会）</p> <p>第10条 本庁に法第18条に規定する衛生委員会（以下単に「衛生委員会」という。）を置く。</p> <p>2 衛生委員会は、前条第1項各号に掲げる事項のうち衛生に関する事項を調査審議する。</p> <p>3 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>（1）教育次長（総括）</p> <p>（2）職員健康管理センター医師</p> <p>（3）衛生管理者のうちから教育長が指名した者 1人</p> <p>（4）本庁の職員で衛生に関し経験を有するものうちから教育長が指名した<u>もの</u> 3人</p> <p>4 [略]</p> <p>5 前条第3項から第7項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「教育庁等管理委員会</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 <u>健康診断等</u>（第16条－<u>第27条</u>）</p> <p>第5章 <u>雑則</u>（<u>第28条</u>・<u>第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（衛生管理者）</p> <p>第7条 本庁及び法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等に同項に規定する衛生管理者（以下単に「衛生管理者」という。）を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、本庁又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の職員のうちから、本庁にあっては教育長が、<u>同項の規定の適用を受ける出先機関等にあっては当該出先機関等の長</u>が選任する。</p> <p>3 法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第7条第2項に規定する報告書を、教育長に提出しなければならない。</p> <p>4 衛生管理者は、教育長又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項に関する職務を行うものとする。</p> <p>（衛生委員会）</p> <p>第10条 本庁及び法第18条の規定の適用を受ける出先機関等に同条に規定する衛生委員会（以下単に「衛生委員会」という。）を置く。</p> <p>2 衛生委員会は、本庁又は当該出先機関等における前条第1項各号に掲げる事項のうち、衛生に関する事項を調査審議する。</p> <p>3 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>（1）本庁にあっては教育次長（総括）、<u>出先機関等にあっては当該出先機関等の長</u></p> <p>（2）本庁にあっては職員健康管理センター医師、<u>出先機関等にあっては当該出先機関等を管轄する健康管理医</u></p> <p>（3）衛生管理者のうちから本庁にあっては教育長、<u>出先機関等にあっては当該出先機関等の長</u>が指名した者 1人</p> <p>（4）本庁又は当該出先機関等の職員で衛生に関し経験を有する者のうちから教育長又は当該出先機関等の長が指名した者 3人</p> <p>4 [略]</p> <p>5 前条第3項から第7項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「教育庁等管理委員会</p>

」とあるのは「衛生委員会」と、「教育長」とあるのは「教育次長（総括）」と読み替えるものとする。

(職員の意見聴取)

第11条 課及び出先機関等の長は、安全又は衛生に関する事項について、課又は出先機関等の所属職員の意見を聞くための機会を設けるものとする。

第 4 章 健康診断

第27条・第28条 [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

」とあるのは「衛生委員会」と、「教育長」とあるのは「教育次長（総括）又は当該出先機関等の長」と読み替えるものとする。

(職員の意見聴取)

第11条 課及び出先機関等の長（衛生委員会が置かれている出先機関等の長を除く。）は、安全又は衛生に関する事項について、課又は出先機関等の所属職員の意見を聞くための機会を設けるものとする。

第 4 章 健康診断等

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第27条 職員に対して法第66条の10第1項から第6項までに規定する心理的な負担の程度を把握するための検査等を行うものとし、その実施の時期及び方法等については、教育長が別に定める。

第28条・第29条 [略]

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁  
各出先機関  
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 財務等に関する事務及び建設工事に関する事務の専決については、宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）第4条第1項及び別表第2の規定（副知事に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、宮崎県事務決裁規程第4条第1項中「部長」とあるのは「教育長」と、「次長」とあるのは「教育次長」と、「課長」とあるのは「課（室）長」と、「課長補佐」とあるのは「課（室）長補佐」と、「副知事等」とあるのは「教育長等」と、「別表第2」とあるのは「宮崎県事務決裁規程別表第2（11 財務等に関する事務の項及び12 建設工事に関する事務の項に係る部分に限る。）」と、宮崎県事務決裁規程別表第2中「部長」とあるのは「教育長」と、「次長」とあるのは「教育次長」と、「課長」とあるのは「課（室）長」と、「課長補佐」とあるのは「課（室）長補佐」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>教育長決裁事項</td></tr> <tr><td>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する</td></tr> </table>	教育長決裁事項	1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が教育次長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 財務等に関する事務及び建設工事に関する事務の専決については、宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）第4条第1項及び別表第2の規定（副知事に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、宮崎県事務決裁規程第4条第1項中「部長、次長」とあるのは「教育次長」と、「課長」とあるのは「課（室）長」と、「課長補佐」とあるのは「課（室）長補佐」と、「副知事等」とあるのは「教育次長等」と、「別表第2」とあるのは「宮崎県事務決裁規程別表第2（11 財務等に関する事務の項及び12 建設工事に関する事務の項に係る部分に限る。）」と、宮崎県事務決裁規程別表第2中「部長」又は「次長」とあるのは「教育次長」と、「課長」とあるのは「課（室）長」と、「課長補佐」とあるのは「課（室）長補佐」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <tr><td>教育長決裁事項</td></tr> <tr><td>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する</td></tr> </table>	教育長決裁事項	1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する
教育長決裁事項					
1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する					
教育長決裁事項					
1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する					

規則 (昭和41年宮崎県教育委員会規則第 1 号) 第 2 条及び第 3 条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。

(1)～(10) [略]

(11) 次に掲げる教育長の服務に関する事項

ア [略]

イ 営利企業等の従事の許可に関すること。

ウ 勤務評定に関すること。

(12)～(25) [略]

2～5 [略]

6 争訟等に関する事務で次に掲げる事務

(1) 教育委員会、教育長又は教育次長の行った処分等の異議申立てに係る決定に関すること。

(2) 教育委員会が監督する行政庁が行った処分等の審査請求、再審査請求に係る裁決又は措置等に関すること。

7・8 [略]

9 総務課が所掌する事務で次に掲げる事務

(1)～(3) [略]

(4) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の営利企業等の従事の許可及び職務専念義務の免除に関することで、教育庁参事、教育次長、参事、学校支援監、教育庁主幹、副参事 (以下「次長等」という。)、課 (室) 長、出先機関の長及び教育機関の長に係るもの

(5)・(6) [略]

10・11 [略]

12 教職員課が所掌する事務で次に掲げる事務

(1)・(2) [略]

(3) 県立学校の職員の営利企業等の従事の許可に関すること。

(4)・(5) [略]

13・14 [略]

規則 (昭和41年宮崎県教育委員会規則第 1 号) 第 2 条及び第 3 条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。

(1)～(10) [略]

(11) 次に掲げる教育長の服務に関する事項

ア [略]

イ 営利企業への従事等の許可に関すること。

(12)～(25) [略]

2～5 [略]

6 教育長若しくは教育次長又は市町村教育委員会等が行った処分等の審査請求若しくは再審査請求に係る裁決若しくは再調査に係る決定又は措置等に関すること。

7・8 [略]

9 総務課が所掌する事務で次に掲げる事務

(1)～(3) [略]

(4) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の営利企業への従事等の許可及び職務専念義務の免除に関することで、教育庁参事、教育次長、参事、学校支援監、教育庁主幹、副参事 (以下「次長等」という。)、課 (室) 長、出先機関の長及び教育機関の長に係るもの

(5)・(6) [略]

10・11 [略]

12 教職員課が所掌する事務で次に掲げる事務

(1)・(2) [略]

(3) 県立学校の職員の営利企業への従事等の許可に関すること。

(4)・(5) [略]

13・14 [略]

別表第 1 の 2 (第 3 条関係)

本庁共通専決事項

事 務	事 項	専 決 区 分			
		教 育 次 長	課 (室) 長	課 (室) 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー
[略]					
6 争訟等に関する事務	(1) 課長、出先機関の長、教育機関の長又は県立学校長が行った <u>処分等の異議申立て</u> に係る決定に関すること。	[略]			
	(2) 出先機関の長、教育機関の長又は県立学校長が行った <u>処分等の審査請求、再審査請求</u> に係る裁決又は措置等に関すること。	[略]			
	(3)・(4) [略]	[略]			
[略]					

別表第 2 (第 4 条関係)

別表第 1 の 2 (第 3 条関係)

本庁共通専決事項

事 務	事 項	専 決 区 分			
		教 育 次 長	課 (室) 長	課 (室) 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー
[略]					
6 争訟等に関する事務	(1) 課長、出先機関の長、教育機関の長又は県立学校長が行った <u>処分等</u> (教育長が教育機関の長又は県立学校長に委任した処分等を除く。) の審査請求若しくは再審査請求に係る裁決若しくは再調査に係る決定又は措置等に関すること。	[略]			
	(2)・(3) [略]	[略]			
[略]					

別表第 2 (第 4 条関係)

本庁各課(室) 特定専決事項			本庁各課(室) 特定専決事項		
課(室)	事 項	専決区分	課(室)	事 項	専決区分
		教 育 次 長			課 (室) 長
1 総務課	(1) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の <u>営利企業等の従事</u> の許可及び職務専念義務の免除に関する ことで、課(室)、出先機関及び教育機関の所属職員に係るもの [略]	[略]	1 総務課	(1) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の <u>営利企業への従事等</u> の許可及び職務専念義務の免除に関する ことで、課(室)、出先機関及び教育機関の所属職員に係るもの [略]	[略]
[略]			[略]		

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁  
各出先機関  
各教育機関

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令

教育財産等取扱規程（昭和61年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育財産の目的外使用許可)</p> <p>第29条 課の長又はかいの長は、教育財産の<u>目的外使用の許可</u>を受けようとする者については、個人にあっては教育財産使用許可申請書（別記様式第23号）を、それ以外の法人等にあっては教育財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に使用させるとき、その他特に必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 かいの長は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除くほか、教育財産の<u>目的外使用の許可</u>をしようとするときは、教育財産目的外使用許可承認申請書（別記様式第25号）により教育長の承認を受けなければならない。ただし、使用許可期間の更新の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 使用期間が1月以内の<u>目的外使用の許可</u>をしようとするとき。</p> <p>(2) 電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る<u>目的外使用の許可</u>をしようとするとき。</p> <p>4 課の長又はかいの長は、第1項の規定により教育財産の<u>目的外使用の許可</u>をしたときは、直ちに教育財産使用許可報告書（別記様式第26号）により財務福利課長又は当該教育財産を所管する課</p>	<p>(教育財産の目的外使用許可)</p> <p>第29条 課の長又はかいの長は、教育財産の<u>目的外使用許可</u>を受けようとする者については、個人にあっては教育財産使用許可申請書（別記様式第23号）を、それ以外の法人等にあっては教育財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に使用させるとき、その他特に必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 かいの長は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除くほか、教育財産の<u>目的外使用許可</u>をしようとするときは、教育財産目的外使用許可承認申請書（別記様式第25号）により教育長の承認を受けなければならない。ただし、使用許可期間の更新の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 使用期間が1月以内の<u>目的外使用許可</u>をしようとするとき。</p> <p>(2) 電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る<u>目的外使用許可</u>をしようとするとき。</p> <p>4 課の長又はかいの長は、第1項の規定により教育財産の<u>目的外使用許可</u>をしたときは、直ちに教育財産使用許可報告書（別記様式第26号）により財務福利課長又は当該教育財産を所管する課の</p>

の長に報告しなければならない。

5 第23条及び第24条の規定は、教育財産の目的外使用の許可をする場合について準用する。

長に報告しなければならない。

5 第23条及び第24条の規定は、教育財産の目的外使用許可をする場合について準用する。

別記様式第24号及び別記様式第25号を次のように改める。



様式第24号 (第29条関係)

シレイ 文書番号

## 教 育 財 産 使 用 許 可 書

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名 称)

年 月 日付けで申請のあった教育財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により次の条件を付けて許可します。

年 月 日

教育長又はかい長（職名）

印

## 記

## 1 使用許可財産の表示

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 種類（種別）
- (4) 面積（数量）
- (5) 関係図面

## 2 使用許可の内容

- (1) 使用の目的及び用途
- (2) 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) 使用料 円
- (4) 使用料の納入方法及び場所

## 3 使用許可条件

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上記1の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます。

様式第25号 (第29条関係)

教育財産目的外使用許可承認申請書

文 書 番 号  
年 月 日

教育長 殿

かいの長 (職名) 印

下記の財産について、  
くださるよう申請します。

から別添のとおり使用許可申請があったので承認

記

- 1 使用許可しようとする理由・目的
- 2 使用許可しようとする財産の表示
  - (1) 所在地
  - (2) 名称
  - (3) 種類 (種別)
  - (4) 面積 (数量)
- 3 使用許可しようとする期間
- 4 使用料予定額及び算定の基礎
- 5 歳入科目
- 6 免除又は減額する場合は、その根拠及び理由
- 7 関係書類
  - (1) 教育財産等台帳写し
  - (2) 土地公図、土地実測図、建物配置図、位置図等
  - (3) その他参考となる事項

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、別記様式第24号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

